

○ 学童保育の生活のなかでの安全(健康管理・感染症)

	予防	発生時対応	事後対応
学童保育・指導員	<p>〈事前準備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> □施設・備品などの衛生管理。救急用品(嘔吐処理セット含む)の点検・補充 □消防署への連絡案文・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成・掲示 □保護者との情報共有 …保護者の連絡先や子どものかかりつけ医の確認、平熱や持病・既往疾患(アレルギー性疾患、気管支喘息、心臓・腎疾患糖尿病など)の把握。学童保育での対応。てんかん発作時の坐薬挿入については必要な手立てを講じる □気管切開や脳性まひなどの疾患のある子どもの受け入れの際は保護者や医師と連携を図り、必要な条件整備を行う □応急処置・救命法の訓練・研修を受ける <p>〈打ち合わせなど〉</p> <ul style="list-style-type: none"> □子どもの体調を把握し、情報共有する □PM2.5や光化学スモッグ、感染症の流行状況など子どもの健康管理に必要な情報を把握し、必要な手立てを検討する □運営主体が定めた感染防止に関する対策や感染症等に罹患した子どもへの対応について理解し、職場に即した具体的な対応について検討する <p>〈子どもとのかかわり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> □子どもたちに、健康管理・感染症拡大防止のための注意喚起を行う。手洗い・うがいの励行。こまめな換気 	<ul style="list-style-type: none"> □体調不良の子どもへの迅速な対応。応急処置、状況によっては保護者に連絡し、病院に連れて行く、救急車を呼ぶなど □発生時刻や場所、状況、対応の経過について記録する □子どもが寝ている際は顔を横に向ける(嘔吐による窒息防止) □周囲の子どもたちとの接触を避ける(感染拡大防止) □食中毒が疑われる場合は周囲の子どもたちの状態を確認 □施設内の消毒、指導員や子どもの手洗いの徹底 □保護者への連絡(誠実な対応) □状況により、運営主体へ第一報を入れ、連携を図る □保護者からの服薬の依頼の際は水を飲ませてから服薬させる <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈吐瀉物処理の手順〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ①窓を開け換気 ②マスク・手袋・エプロンを着用し、吐瀉物の処理 ③塩素系消毒液で消毒 ④使用した雑巾・タオル等はビニール袋に密封し破棄(汚れた服は密封し保護者に渡す。他の衣類と共に洗濯しない) <p>〈参考〉国立感染症研究所 感染症情報センターホームページ ノロウイルス感染症とその対応・予防</p> </div>	<p>〈情報共有・検証・報告・事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> □発生時の状況や対応の記録などをもとにした発生原因の解明・改善措置の検討(感染拡大防止・注意喚起) □その後の経過や検証結果を運営主体へ報告する □状況に応じて保険の申請 <p>〈保護者とのかかわり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> □保護者への説明・対応(重篤な場合は運営主体と共に臨時保護者会の開催を検討) <p>〈子どもとのかかわり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> □検証結果をもとに、子どもたちへの注意喚起 □感染症や慢性疾患などへの偏見を生まないよう注意する
運営主体	<ul style="list-style-type: none"> □衛生的な施設・設備の整備。救急用品を備える □消防署への連絡案文・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成 □指導員に応急処置・救急法の訓練・研修を受けさせる □市町村が作成した感染症対策のマニュアルなどをもとに、感染防止に関する対策や罹患した子どもへの対応について定める □子どもの健康管理に必要な情報(PM2.5や光化学スモッグ、感染症の流行状況など)を学童保育に周知する □感染症の流行状況について、保健所や学校との情報共有を図る □感染症による学級閉鎖時の対応について、事前に保護者に周知する □気管切開や脳性まひなどの疾患のある子どもの受け入れの際は保護者や医師と連携を図り、必要な条件整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> □学童保育からの報告を受けて、状況の把握・連携 □保健所や行政への報告を行う 	<ul style="list-style-type: none"> □発生原因の解明・改善措置の検討および必要な条件整備 □保護者への説明・対応(重篤な場合は臨時保護者会の開催を検討) □他の学童保育への感染拡大防止のための注意喚起 □感染症などは、行政へ報告し、保健所や学校との連携を図る
行政	<ul style="list-style-type: none"> □消防署・近隣の病院との連携を図る □応急処置・救急法の研修等を主催する □指導員の健康診断・保菌検査を行う □感染症対策のマニュアルを運営主体に周知する □子どもの健康管理に必要な情報(PM2.5や光化学スモッグ、感染症の流行状況など)を運営主体に周知する 	<ul style="list-style-type: none"> □必要に応じて、運営主体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> □発生原因の解明・改善措置のための条件整備